

## 離島振興法施行令等の一部を改正する政令案要綱

### 第一 離島振興法施行令の一部改正

(第一条関係)

離島振興法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十号）の施行に伴い、離島振興の施策として次に掲げる施策を追加する等、離島振興法施行令について所要の改正を行うものとする。

国は、次に掲げる事業に要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができるものとする。

1 離島の地理的及び自然的特性を生かした国内及び国外の地域との交流（産業の振興、教育及び文化の振興又は観光の開発に資するものに限る。）のための施設の整備に関する事業その他当該交流の促進に関する事業

2 前号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に必要なものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定する事業

### 第二 総務省組織令の一部改正

(第二条関係)

自治行政局の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

第三 農林水産省組織令の一部改正

(第三条関係)

農村振興局の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

第四 国土交通省組織令の一部改正

(第四条関係)

都市・地域整備局離島振興課の設置期限を延長する等、所要の改正を行うものとする。

第五 国土審議会令の一部改正

(第五条関係)

国土審議会離島振興対策分科会の設置期限を延長する等、所要の改正を行うものとする。

第六 附則

1 施行期日

この政令の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

2 関係法令の改正

関係政令の一部を改正するものとする。

(附則第二条及び第三条関係)